

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置
(建設コンサルタント業務等)

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設コンサルタント業務等に関して、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置を定め、令和4年3月1日から適用します。

1. 措置の概要

①対象となる単価

技術者単価、労務単価及び資材単価等

②請負代金額の変更の考え方

令和4年3月1日以降に契約を締結する測量業務、建設コンサルタント業務、建築設計業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうち、令和4年2月末までの単価を適用して予定価格を積算しているものについて、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価・新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率